

平成23年度 兵庫県環境審議会大気環境部会（第2回）会議録

日 時 平成24年3月29日（木）14：30～16：30

場 所 兵庫県民会館 福の間

議 題 （1）兵庫県における温暖化対策の進捗状況について
（2）ディーゼル自動車等運行規制のあり方について

出席者	会 長	鈴木 胖	部 会 長	山口 克人
	委 員	石井 健一郎	特 別 委 員	小谷 通泰
	委 員	川井田 清信	特 別 委 員	北村 泰寿
	委 員	小林 悦夫	委 員	竹内 正道
	委 員	新澤 秀則	委 員	西田 芳矢
	委 員	西村 多嘉子	委 員	幡井 政子
	委 員	福永 征秀	委 員	安平 一志
	特 別 委 員	山村 充		

欠席者	委 員	大久保 規子	委 員	岡田 真美子
	特 別 委 員	森山 正和	特 別 委 員	山根 浩二
	委 員	渡辺 真理		

欠 員 なし

説明のために出席した者の職氏名

環境管理局长	築谷 尚嗣	環境政策課長	川崎 慎吾
水大気課長	森川 格	水大気課主幹(計画担当)	藍川 昌秀
水大気課課長補佐兼交通公害係長	木下 勝功	温暖化対策課長	春名 克彦
温暖化対策課副課長	遠藤 英二	温暖化対策課計画係長	志摩 武士
温暖化対策課推進係長	吉村 陽	その他関係職員	

会議の概要

開 会（14：30）

冒頭、築谷環境管理局长から挨拶がなされた。

遠藤温暖化対策課副課長から委員14名の出席があり、兵庫県環境審議会条例第6条第5項の審議会成立要件を満たしているとの報告がなされた。

傍聴の申し出（1名）及び写真撮影の申し出（2名）を許可した。

審議事項

(1) 兵庫県における温暖化対策の進捗状況について

審議の参考とするため、事務局（温暖化対策課計画係長及び環境政策課長）の説明を聴取した。（資料 1 - 1、1 - 2、1 - 3、1 - 4）

（ 主な発言 ）

（新澤委員）

資料 1 - 2 の 2 ページで、いろいろ細かく数字が書いてある部分があるが、(2) の産業部門のアとイの部分、「大規模事業所に対する指導」と「中小事業所に対する指導」で、21 年度分の結果だと思うが、この部分だけ具体性がないので、具体的にどのようなことが行われたかを伺いたい。

（温暖化対策課副課長）

産業部門のアの「大規模事業者に対する指導」ということで、条例に基づき、元々、毎年の CO₂ 等の温室効果ガス排出量を事業者の方から報告をいただいている。年間の温室効果ガスの排出規模が一定以上であれば条例の対象、一定の規模未満であれば、中小事業者の指導要綱に基づいて、同じように実績報告をいただいている。規模については、原油換算の年間エネルギー使用量が 1,500 kL 以上であれば、条例対象となり、年によって多少、数は変わるが、600 ぐらいの事業所が大規模事業所として報告をいただいている。中小事業所は、約 1,600 事業所ということで、基本的には行政指導ということで、提出をお願いしているが、提出率は、全事業所というわけではなくて、およそ 1,000 近くの事業所が出てきているという状況である。内容は、実績報告のもととなる目標年度における削減目標、排出抑制計画を事前に出していただいているので、その目標に対してどれだけの措置がされているか報告いただいている。目標に対してかなり上ブレしている場合は、今後、具体的にどのような対策をされるのかヒアリングを行っている。また、報告書の内容に基づき、対策の具体的な内容をお教えいただく、あるいは新たな取り組みをされているような場合には、現地に出向かせていただき対応をみせていただくなどしている。これらは、毎年出していただいております、昨年度も一部事業者のヒアリングをさせていただいた。引き続き、ヒアリング、並びに調査を行っていかうという継続的な取組となっている。

（新澤委員）

削減指導の事例はあるか。

（温暖化対策課副課長）

大規模事業所については、今の条例に基づく実績報告に加え、温暖化アセスという制度で、工場の新しい建屋ができるなど工場増設の場合には、例えば屋根の上には太陽光発電を入れてはどうかというような対応策の具体例を示してご検討いただいている。

（新澤委員）

それは年間で何件ぐらいあるのか。おそらく 21 年度あたりは、自然に減ったような年なので、あまり多くはないと思うが。

(温暖化対策課副課長)

今、手元に数字は持っていないが、ヒアリングは、排出量上位 30 事業所には、一通りお聞きして、その中でいくつかご提案をさせていただいているという状況であり、件数としては、30 事業所、全部に提案というわけにはいかなかったので、一桁ぐらいの数にはなってしまうかもしれないが、ご提案をさせていただいている。

(山口部会長)

資料の 1 - 3 のバイナリー発電に興味があるが、湯村温泉はどこにあるのか。

(温暖化対策課副課長)

湯村温泉は、新温泉町というところで、場所は、浜坂の近くである。豊岡は但馬の北側であるが、その鳥取寄りの一番西側の町で、日本海に面している。夢千代日記という吉永小百合さん主演のテレビドラマのモデルとなったところである。

(山口部会長)

媒体ガスは何か決まっているか。

(温暖化対策課副課長)

今日、竹内委員もいらっしゃるが、神戸製鋼、川崎重工業から代替フロンを使った小型のバイナリー発電が販売されている。昨年秋に、神戸製鋼が販売を始められたので、それを活用できないか検討している。

(新澤委員)

若干、私事に近くなるが、学校関係施設、県立大学等でも太陽光発電を入れてもよいと思うが、ご検討の状況はいかがか。

(環境政策課長)

県立大学と限定しているわけではないが、県関係施設にこれまで太陽光発電の導入を行ってきた。ただ、平成の初め頃から太陽光発電を導入してきたが、まだその当時値段が高く、太陽光発電による維持管理費を削減分で、なかなか経費を回収できるような状況になっていなかった。今、太陽光発電の設置は、限定的としている。例えば、県立高校で順次太陽光発電を導入しようとしているが、同時に導入しようとしている空調の電気代を少しでも太陽光発電によって賄っていくという発想で導入をしようとしている。従って、国からの交付金、先ほど説明させていただいたようなグリーンニューディール基金のような交付金で、全て導入費が賄えるというような事情がない限りは、太陽光発電の県施設への導入は、厳しくコストなどもみていながら考えていきたい。今、県立大学での導入量は、資料が手元になく答えられないので、お詫び申し上げます。

(山口部会長)

資料 1 - 4 で、37 億円の応募をされたということだが、主なものを簡単に挙げていただきたい。

(環境政策課長)

主なものとしては、先ほど新温泉町の話もあったが、地熱によるバイナリー発電の導入計画策定、それと計画策定に基づいて、新温泉町でその地熱発電を導入していく整備経費、さらには各市町において、防災拠点と位置づけられる学校、あるいは庁舎、公民館などに太陽光と LED 灯などを同時に整備する。あるいは、蓄電池を自立エネルギー、

電源の確保という意味で併せて整備するといった事業などが入っている。

(2) ディーゼル自動車等運行規制のあり方について

審議の参考とするため、事務局（水大気課主幹）の説明を聴取した。（資料2）

（ 主な発言 ）

（新澤委員）

カメラ検査と街頭検査の効果について、どのように考えているのか。また、条例を継続した場合と廃止した場合の差の想定はシミュレーションに関係すると思うが、条例を継続した場合は、条例規制地域に非適合車が一切入ってこないという想定であるのか、それとも、検査にもある程度漏れがあるため、ある程度の流入を想定してシミュレーションを行っているのか。

（水大気課主幹）

1点目の条例の効果であるが、平成21年度末時点の数値であるが、兵庫県の法対策地域外には50%以上の非適合車両が存在する。それに比べて違反車の率は1.46%であるので、条例による規制の効果はあると考えている。

2点目のシミュレーションを継続した場合と廃止した場合の差の想定であるが、現状では、条例があるために古い車が規制地域を避けて通っているが、条例を廃止すると、これらの車両が流入できる状況となり、排出量が増えるとして反映している。また、条例があることによって、例えば運送業者が岡山から大阪に物を運ぶときに、現在は、国道43号又は阪神高速3号神戸線を通る際に、配車計画の中で新しい車を走らせていると思われるが、条例を廃止すると、どの車でも走れることになるため、その部分を反映している。

（新澤委員）

条例がある場合も、違反が1.46%あるとして算定しているのか。

（水大気課主幹）

1.46%がゼロになるという想定はしていない。違反車率がそのままであるという設定方法ではなく、交通量の需要調査でマクロな将来の交通の伸びを考えた上で、迂回や構成率の転換等を行っており、違反車率について考慮しているとか考慮していないということではない。

（環境管理局長）

違反車率を1.46%に固定するのではなく、車が新しいものに置き換わっていくというところをシミュレーションしているということである。

（山口部会長）

NOxについては説明されたが、SPMについては説明されなかったので、追加で説明してほしい。

（水大気課主幹）

SPMについては、将来濃度予測について、全ての測定局で環境基準を達成するという予

測となっている。

(幡井委員)

専門的なことは別として、7ページの兵庫県の地図に淡路島が入っていないことが残念である。淡路島の現状をご存知でないのではないかと思うが、明石海峡大橋を通過するトラックの数はすごく多い。夜になると、淡路島内のコンビニエンスストアの駐車場には、多い時はトラックが10数台、少ないところでも5、6台程度は止まって夜を明かしたり、休憩したりしている。寒い時期にはエンジンをかけて暖房していると考えられる。非常に環境が悪いと思うが、淡路島が地図に入っていないというのは、淡路島を通過する車は全て安全であるという考えで掲載していないのか。

(水大気課主幹)

全て安全であると考えてこのようになっているということではない。ご指摘のとおり、淡路島も全て入っている地図にすべきと考える。

(水大気課長)

幡井委員のご指摘のとおり、地図に入れるべきであった。淡路島についても測定を行っているが、特に環境の悪いところについて、法律の対策地域や条例の規制地域がある。淡路島を除外しているというわけではなく、引き続き、淡路島にも目を向けていくので、よろしく願いたい。

(福永委員)

私はトラックの業界にいるが、淡路島を通過して四国に向かう車両は、規制がかかっていない地域であるため、非適合車も多いということである。そのような状況から言うと、非常に危ない環境である。

もう一つお聞きしたいのは、規制地域そのものの排出量は、排出ガス量の集積で減少させようとしているのか、車両1台1台あたりの排出ガスを規制の対象としようとしているのかお聞きしたい。規制されている地域は、車両数の多い地域であり、また、交通流が集積されているところである。総排出量を対象とするならば、経済的状況から言うと、この地域に車両を入れられないということになる。車両を入れられなかったら、この地域の経済や生活は成り立たないということになる。そのような環境を踏まえると、規制を撤廃すると、現在、規制のかかっていない地域の非適合の車両が規制地域に入ってくるという状況が必ず発生するため、全部に規制をかけるというのでもないか。トラック業界として経営的に考えてみると、15年の間に車両が倍になっている。規制のかかっていないところは、古い車を使いながらやっつけていける。このように、競争原理が損なわれているという状況が生まれている。

反面、規制がかかっていないところがあるということはあるが、経済的原則あるいは、規制を緩和していこうという考えがあるのならば、全部に規制をかけるということもあると考える。

また、我々が使っている車に、違反と言われるが、これは生産されて作られたものを使って事業を行っているのであるから、業界として、大元からの問題があるということも踏まえて対策を講じてもらいたい。

(水大気課長)

車両それぞれの排出ガスをきれいにしようというのが全体としての対策であり、また、福永委員がおっしゃられたように、自動車 NOx・PM 法が登録の場所だけに規制をしているという問題がある。運行規制は、登録はどこであろうが、走っている車の条件を一緒にするという趣旨があり、導入をさせていただいている。今後は、どのような規制のあり方になるのかというのは、先ほど申し上げたように、中央環境審議会で議論がなされており、自動車を全部きれいにすることによって全体の一番悪い所をきれいにすることなのか、悪い所に対して別の対策をとるのかということも含めて国でも検討がなされているので、この状況を見ながら、県としても今後のあり方について検討していきたいと考えている。

(山口部会長)

では、ディーゼル自動車等運行規制については、当面継続することとし、今後のあり方については、引き続き、国の動向等も見ながら、小委員会で継続審議ということにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(全委員異議なし)

(山口委員長)

では、今後の小委員会の開催については、事務局の方で状況を見ながら、開催時期を調整していただくようお願いします。

(3) その他(再生可能エネルギー電気固定価格買取制度について)

審議の参考とするため、事務局(温暖化対策課計画係長)の説明を聴取した。(参考資料1-4)

(主な発言)

(小林委員)

昨日、環境省で同じような委員会があり検討がなされていた。環境省の委員会は、2013年以降の地球温暖化対策をどうするかということの委員会であるが、その中にエネルギー供給ワーキンググループというのがあり、そこで同じような議論がされていた。昨日はワーキンググループの報告があり、小委員会の中での議論がなされたが、この委員会では、大変ミクロなことばかり議論しており、もっとマクロな議論をすべきではないかというような雰囲気があった。例えば、一番大きな問題点は、再生可能エネルギーをもし導入するとして、全電力の何%くらいまで賄うのか。昨日のケーススタディでは、12%くらいから一番大きいのは38%くらいまで計算されている。その中でどのような費用負担があるかという計算をされているが、再生可能エネルギーの量が増えれば増えるほど、電力安定性が悪くなる。それにどう対応していくのかという問題が一つ出てくる。そうするとそれに見合うだけの火力発電などバックアップを用意しないとイケない。もう一つの問題は、原子力の再稼働をどこまで認めるかである。それがわからないと実際には計算ができないという問題があり、その問題を横に置いたままで議論をしていいのかということで、先週も同じ委員会で、私はそのことを考えないで、この議論してどうする

のかという話をしたが、原子力の再稼働を誰が認めるかという問題があり、それを中央環境審議会で答えを出すわけにはいかないということで、おととい、総合資源エネルギー調査会でも同じ議論がされているが、エネルギー調査会では、原子力の再稼働について、7つのケースを作って、そのケース毎に議論する。全面OKの場合から全面0の場合の間に7つくらいのこういう条件というのが、最終的にはそれを5つのケースに分けて検討することになったが、5つのケースについて、温暖化対策上どのようなケーススタディができるかということは今からして、4月10日くらいだったと思うが、もう一度資料を出して意見交換しましょうということになったが、このペースでいけば、一体いつになったらできるのかという感があった。雰囲気的に時間延ばしをしているのではないかというイメージも見えてきた。委員からは、事務局に対して、もっとしっかりしろ、環境省は独自の意見を出したらいいのではないかという意見も出てきた。最終的には、原子力の再稼働どこまで認めるのかということで、電力料金が全く変わってくるので、その辺によって、再生可能エネルギー電気の買取金額も決まるという気がする。

(山口部会長)

本日の議事は以上で終了する。

閉 会 (1 6 : 3 0)